

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等に係る適切な対応

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉により国内農林水産業、関連産業及び地域経済に影響が及ぶことを踏まえ、農林水産分野における影響を精査することはもとより、TPP総合対策本部において、地方における重要な産業である農林水産業が、将来にわたり持続的発展が図られるよう、万全の国内対策を速やかに講じること。
- (2) WTO農業交渉など多国間貿易交渉においては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金については、意欲ある農業者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。
- (3) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を早期に導入すること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。
また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。
- (2) 農業用機械や施設の整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を講じること。

また、攻めの農業実践緊急対策事業については、平成 28 年度以降も事業を継続すること。

- (3) 農地中間管理機構については、農地の集積・集約が推進されるよう、施策の充実を図り、十分な関係予算を確保するとともに、利用権の設定期間の要件緩和などの事業改善を行うこと。

また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

4. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策について、一層の財政措置を講じること。

また、被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、実情に応じた激甚災害指定基準の設定を行うとともに、離島における復旧限度額の引上げをはじめとした財政措置を充実すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

6. 農山漁村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

なお、世界農業遺産に認証されている地域への財政措置を充実すること。

- (3) バイオマス利活用を推進・普及するため、必要な財政措置を講じること。

7. 地域の実情を踏まえた農地制度

- (1) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、移譲を求める都市自治体が指定を受けることができる制度とすること。
- (2) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう改革を推進すること。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、新たな研究や技術開発の推進等、被害の防止について抜本的な取組みを行い、鳥獣被害防止総合対策を更に充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

9. 農協改革については、農業者の所得向上につながるよう継続協議される案件についても十分な議論の下に検討すること。

10. 食の安全・安心確保対策及び食料自給率対策の推進

- (1) 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策を強化するとともに、農作物等の病害虫対策を強力に推進すること。
- (2) 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことにかんがみ、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

なお、畜産収益力強化対策については、引き続き実施すること。

12. 農業産出額のデータについては、今後の農業政策の策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう市町村別データも公表すること。

13. 東日本大震災関係

- (1) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。
- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失を行う施設に対する起債償還の免除など必要な財政措置を講じること。